

各都道府県労働局長殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 8 条第 1 項第 1 号ホ(1)の規定に基づき厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準等（認定要件に係る辞退の基準）について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号。以下「省令」という。）第 8 条第 1 項第 1 号ホ(1)に定める厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準及び省令第 9 条の 3 第 1 項第 1 号リ(2)に定める厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準について、下記のとおり定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、平成 29 年 3 月 30 日付け雇発 0330 第 14 号「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 8 条第 1 項第 1 号ホ(1)の規定に基づき厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定める基準について」及び令和 2 年 2 月 7 日付け雇均発 0207 第 2 号「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 9 条の 3 第 9 号ロの規定に基づき厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準について」は、廃止する。

記

1 省令第 8 条第 1 項第 1 号ホ(1)に定める厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準は、次のイからへまでのいずれかに該当することとする。

イ 次の(イ)及び(ロ)に該当すること。（えるぼし 1 段階目）

(イ) 省令第 8 条第 1 号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち 1 又は 2 の事項に該当すること。

(ロ) 次のいずれかに該当すること

i 省令第 8 条第 1 号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち該当しない事項について、直近 2 年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

ii 省令第 8 条第 1 号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち該当しない事項について

て、同号イ(1) (ii)、(2)、(3)又は(4) (i) に掲げる事項の 実績については、次に掲げる①が②より改善し、かつ、②が③より改善しており、同号イに掲げる事項のうち当該一般事業主が該当しない事項のうちイ(1) (i)、(4) (ii) 又は(5) に掲げる事項の実績については、直近2年以上連続して改善していること。

- ① 直近の事業年度までの連続する3事業年度の平均値
- ② 当該直近の事業年度の前年度までの連続する3事業年度の平均値
- ③ 当該直近の事業年度の前々年度までの連続する3事業年度の平均値

ロ 次の(i)又は(ii)に該当すること。(えるぼし1段階目プラス)

(i) 次の i 及び ii に該当すること

i 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち1又は2の事項に該当すること。

ii 次のいずれかに該当すること。

(i) 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち該当しない事項について、直近2年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

(ii) 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち該当しない事項について、同号イ(1) (ii)、(2)、(3)又は(4) (i) に掲げる事項の実績については、次に掲げる①が②より改善し、かつ、②が③より改善しており、同号イに掲げる事項のうち当該一般事業主が該当しない事項のうちイ(1) (i)、(4) (ii) 又は(5)に掲げる事項の実績については、直近2年以上連続して改善していること。

- ① 直近の事業年度までの連続する3事業年度の平均値
- ② 当該直近の事業年度の前年度までの連続する3事業年度の平均値
- ③ 当該直近の事業年度の前々年度までの連続する3事業年度の平均値

(ii) 省令第8条第1号の2ロに該当すること。(プラス認定基準)

ハ 次の(i)及び(ii)に該当すること。(えるぼし2段階目)

(i) 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち3又は4の事項に該当すること。

(ii) 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち該当しない事項について、直近2年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

ニ 次の(i)又は(ii)に該当すること。(えるぼし2段階目プラス)

(i) 次の (i) 及び (ii) に該当すること

(i) 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち3又は4の事項に該当すること。

(ii) 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のうち該当しない事項について、直近2年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

(ii) 省令第8条第1号の2ロに該当すること。(プラス認定基準)

ホ 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のいずれにも該当すること。(える
ぼし3段階目)

へ 次の(イ)又は(ロ)に該当すること。(えるぼし3段階目プラス)

(イ) 省令第8条第1号イ(1)から(5)までに掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ロ) 省令第8条第1号の2ロに該当すること。(プラス認定基準)

2 省令第9条の3第1項第1号リ(2)に定める厚生労働省雇用環境・均等局長が定める
基準は、次のイ及びロのいずれかに該当することとする。

イ 省令第9条の3第1項第1号ニからトまでに掲げる事項に該当すること。(プラチ
ナえるぼし)

ロ 次の(イ)又は(ロ)に該当すること。(プラチナえるぼしプラス)

(イ) 省令第9条の3第1項第1号ニからトまでに掲げる事項に該当すること。

(ロ) 省令第8条第1号の2ロに該当すること。(プラス認定基準)